
プロジェクト 四半期報告書制度の見直しへの対応

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会では、2025 年 4 月 23 日に、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
 - ・ 企業会計基準公開草案第 83 号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」
 - ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 85 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
 - ・ 企業会計基準公開草案第 84 号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（案）」
 - ・ 企業会計基準公開草案第 85 号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その X）（案）」
 - ・ 企業会計基準公開草案第 86 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（その X）（案）」
 - ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 86 号（企業会計基準適用指針第 6 号の改正案）「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）」
2. 本公開草案に対するコメントは 2025 年 6 月 30 日に締め切られ、6 通のコメント・レター（団体等 5 通、個人 1 通）が寄せられた。当委員会では、これまで本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。
3. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案を再度公表することの必要性

4. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 20 条第 5 項では、次のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性

がないか否かを、委員会において検討する。

このため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

5. 本公開草案の公表以後、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
① 企業結合に係る暫定的な会計処理に関する記載（期中会計基準 ¹ 第13項）	企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した期中会計期間においては、企業結合日の属する年度又は期中会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理するとしていた。	前半の記述を「企業結合日の属する期中会計期間（連結財務諸表規則第1条第1項第2号に規定する第一種中間連結財務諸表及び財務諸表等規則第1条第1項第2号に規定する第一種中間財務諸表（以下「第一種中間財務諸表等」という。）を作成する場合には年度を含む。）」に修正した。	寄せられたコメントを踏まえ、文案の明確化を図るものである。再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
② 自発的な会計方針の変更により比較情報と前年度に開示した期中財務諸表の会計方針が相違する場合の注記（期中会計基準第24項(3)）	自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により、当年度に比較情報として開示する前年度の期中財務諸表と、前年度に開示した期中財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を記載すると提案していた。	冒頭に「前年度において、前年度の最初の期中会計期間の末日後に」を追加した。	寄せられたコメントを踏まえ、文案の明確化を図るものである。再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
③ 6か月ごとよ	6か月ごとにより高	項番号を参照する記述	寄せられたコメント

¹ 審議事項(4)-3 企業会計基準第●号「期中財務諸表に関する会計基準」の文案

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
り高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱いの記載(期中会計基準第27項)	い頻度で本会計基準に従い期中財務諸表を作成する場合には、第28項から第33項に定める事項を除いて、第9項から第26項を適用する、と提案していた。	を「前項までの記載に加えて、第28項から第33項を適用する」に修正した。	を踏まえ、文案の明確化を図るものである。再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
④ 臨時計算書類については期中会計基準が適用されない論拠(期中会計基準BC22項)	臨時計算書類に期中会計基準が適用されないことについて、年度より短い期間の定期開示を前提とする期中報告とは異なることを論拠としていた。	定期開示に関する記載を削除し、臨時計算書類は会社法上の目的に従い作成されるものであることを論拠として明記した。	寄せられたコメントを踏まえ、結論の背景の記載の明確化を図るものである。本公開草案の提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑤ 「洗替え法」及び「切放し法」の用語(期中適用指針 ² 第4項、第7項、BC13項からBC16項及びBC19項)	有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について、期中においても「洗替え法」及び「切放し法」の用語を用いて提案していた。	期中における「洗替え法」及び「切放し法」を、「期中洗替え法」及び「期中切放し法」とした。	寄せられたコメントを踏まえ、文案の明確化を図るものである。再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑥ 未実現損益の消去における簡便的な会計処理(期中適用)	期中において前年度から取引状況に大きな変化があり見直しを行った場合に、当該見直しを行った後	冒頭の「前年度から取引状況に大きな変化があり」との記載を削除した。	寄せられたコメントを踏まえ、文案の明確化を図るものである。再公開草案を行うほどの重要性はない

² 審議事項(4)-4 企業会計基準適用指針第●号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」の文案

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
指針第 31 項)	の期中会計期間末において見直し後の損益率や見直し後の合理的な予算から取引状況に大きな変化がないと認められるときは、当該見直し後の損益率や見直し後の合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算することができるとしていた。		め、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑦ 企業結合等に関する注記（期中適用指針第 56 項、第 58 項、第 62 項、第 64 項）	企業会計基準第 33 号及び企業会計基準第 12 号の規定を引き継ぐ提案をしていた。	第一種中間連結財務諸表に関する財務諸表等規則に規定されている項目を追加した。	寄せられたコメントを踏まえ、第一種中間連結財務諸表に関する財務諸表等規則に規定されている項目を追加したものである。現行実務に影響なく再公開草案を行うほどの重要性はないものと考えられるため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑧ 固定資産の減損と洗替え法との関係（減損適用指針 ³ 第 145-	期中会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱いについて、結論の背景の追加を提案した。	末尾に期中会計基準において洗替え法を原則とすることと、固定資産の減損会計とは別である旨を追記した。	寄せられたコメントを踏まえ、結論の背景の記載の明確化を図るものである。本公開草案の提案内容を変

³ 審議事項(4)-8 改正企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の文案

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
2項)			更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑨ 移管指針第12号「金融商品会計に関するQ&A」の修正(Q31)	四半期決算等において市場価格のない株式等について減損処理を実施した場合の、年度決算等における洗替え処理を行うにあたり留意すべき事項を従来のQ&Aを引き継ぐ形で提案していた。	従来のQ&Aから監査上の観点も織り込んだと考えられる記載を削除した。	寄せられたコメントを踏まえ、文案の明確化を図るものである。再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。
⑩ 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の修正(第74項(2))	「実務上は、1年経過後最初に到来する中間会計期間末、四半期会計期間末又は事業年度末」とされていたところ、「中間会計期間末、四半期会計期間末又は」を削除する提案をしていた。	該当の記載を「実務上は、1年経過後最初に到来する期中会計期間末又は事業年度末」に修正した。	寄せられたコメントを踏まえ、文案の明確化を図るものである。再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

6. 上記の検討の結果、公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応について、ご意見を伺いたい。

以上